

兵庫県町教育長会規約

(名称)

第1条 本会は、兵庫県町教育長会と称する。

(組織)

第2条 本会は、兵庫県下の町教育長をもって会員とする。

(目的)

第3条 本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にもとづいて、会員相互の連絡を密にし、あわせて教育並びに教育行政の組織及び運営の基本を確立し、もって県下の教育向上に尽くすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育情報の交換
- (2) 県教育委員会並びに県政策関係各機関との連絡
- (3) 教育に関する研究調査
- (4) 会員の研修
- (5) その他本会に必要な事項

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
監査	2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を整理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 幹事は、本会の重要会務を審議し、常時会務の執行並びに緊急会務の処理にあたる。
- (4) 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし再選を防げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残留期間とする。

2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員報酬)

第9条 役員は、すべて無報酬とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

(顧問)

第10条 本会は、顧問を置くことができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、幹事会、部会及び総会とする。

2 幹事会は、会長が必要に応じてこれを招集する。

3 総会は、毎年1回定時総会を開くほか、会長が必要と認めた場合に臨時総会を開催する。

(幹事会の構成)

第12条 幹事会は、会長・副会長・幹事・監査をもって構成する。

(部会)

第13条 本会に次の部会を置く。

1. 学校教育部会 2. 社会教育部会 3. 教育行政部会

(部会の構成)

第14条 部会は、県下各町教育長をもって構成する。

2 部会には、各部会の部長1名を置くことができる。

(部会の運営)

第15条 部会の部長は、各部会において選出する。

2 部会の運営については、会長の承認を得て各部長が招集する。

3 部長は、毎年1回総会において各部会に属する研究の成果を発表するものとする。

(総会の構成及び議決事項)

第16条 総会は、県下各町教育長をもって構成し、次の事項について議決する。

(1) 会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定改廃に関すること。

(3) 役員を選出に関すること。

(4) 事業計画及び事業報告の承認その他の承認に関すること。

(5) その他重要事項の審議に関すること。

(会議の議決の方法)

第17条 総会は、その構成員の過半数のもの出席をもって会議を開くことができる。

ただし、総会に出席できないものは、あらかじめ他のものに委任し表決することができる。

2 会議の議事は、出席しているものの半数以上をもってこれを決する。

(事務局及び職員)

第18条 本会の事務局は、兵庫県町村会内に置く。

(会計)

第19条 本会の経費は、兵庫県町村会からの補助金その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則1 この規約は、昭和53年6月7日から施行する。

2 昭和39年5月1日施行の兵庫県町村教育会規約は、これを廃止する。

附則 この規約は、昭和63年4月21日一部改訂する。

附則 この規約は、平成12年4月11日一部改訂する。

附則 この規約は、平成14年4月11日一部改訂する。

附則 この規約は、平成17年4月28日一部改訂する。

附則 この規約は、平成19年4月19日一部改訂する。

附則 この規約は、平成21年10月1日一部改訂する。

附則 この規約は、平成29年4月17日一部改正する。